

議案第50号

訴えの提起について

下記により訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年6月5日提出

三田市長 森 哲 男

記

- 1 事 件 名 ごみ焼却処理施設運転管理業務における債務不履行に基づく損害賠償請求事件

- 2 裁 判 所 神戸地方裁判所

- 3 当 事 者
原 告
兵庫県三田市三輪二丁目1番1号
三 田 市
代表者 三田市長 森 哲 男
被 告
神奈川県川崎市川崎区南町1番1
H i t z 環境サービス株式会社
代表者 代表取締役 河 口 一 也

- 4 訴えの趣旨
業務委託契約に基づくごみ焼却処理施設運転管理における債務不履行を原因と

して、同契約の運転管理業務受託者である被告に対し、大阪湾広域臨海環境整備センターより廃棄物搬入停止措置を受けたことに伴う搬入停止期間中に発生した経費等の損害賠償を求める訴えを提起するもの。

5 訴えを提起する理由

平成26年4月1日付の業務委託契約に基づき、関西サービス株式会社（平成27年4月1日被告に吸収合併）に三田市クリーンセンターごみ焼却処理施設の運転管理業務を委託していたところ、ごみ焼却処理施設運転管理において同社が同契約に基づく債務の本旨に従った履行をしなかったため、原告が平成26年10月24日付けで大阪湾広域臨海環境整備センターより廃棄物搬入停止措置を受けた。

このため、原告は、搬入停止解除に向けた改善報告書を同年11月4日に上記センターへ提出するとともに、上記報告書に記載された改善内容を遵守するよう同社に指示した。

その後、関西サービス株式会社を吸収合併した被告との間で平成27年4月1日付の上記ごみ焼却処理施設の運転管理業務にかかる業務委託契約を締結したが、被告は同契約につき債務の本旨に従った運転管理業務の履行をしなかったため、上記センターの定める廃棄物受入基準を超過する結果が発生し、原告は、同センターより、平成27年9月15日と同年11月17日に廃棄物搬入停止の措置を受けるとともに、同年10月19日には廃棄物搬入を自粛した。

よって、原告は、被告に対し、上記業務委託契約に基づく債務の不履行を理由として、平成27年度搬入停止措置期間中に発生した処分費その他の経費等の損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める訴えを提起するものである。

6 その他

訴訟代理人、上訴その他本訴訟に関する事項は、市長に一任する。